

いじめ防止 基本方針 (抜粋)

平成26年4月1日策定
令和6年4月1日改訂

八百津町立久田見小学校
電話 0574(45)1004
FAX 0574(49)2554

はじめに

ここに定める「久田見小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という)の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめ問題に対する 基本的考え方

(1) 定義 法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

- (3) 学校としての構え
 - ・児童の安全・安心を最優先
 - ・積極的・組織的な生徒指導
 - ・「いじめは人間として絶対に許されない」を児童に徹底
 - ・児童を大切にする教職員の意識や態度の醸成
 - ・継続した指導と保護者との連携

2 未然防止のための取り組み

- (1) 魅力ある学級・学校づくり
 - ・「分かって楽しい授業」の推進
 - ・規範意識・主体性・自治力・望ましい人間関係等を育成する指導
- (2) 生命や人権を大切にする指導
 - ・豊かな心の育成
 - ・特別の教科 道徳の時間の充実
- (3) 全ての教育活動を通じた指導
 - ・自己有用感の醸成
 - ・共感的な人間関係の育成
 - ・自己の可能性の開発援助
- (4) ネットいじめに対する対策の推進
 - ・教職員・保護者間で共通理解
 - ・情報モラル教育の指導の充実
 - ・児童間の話合いや、保護者や地域の方も交えた交流会の充実

3 いじめの早期発見・早期対応

- (1) 的確な情報収集、校内連携体制の充実
- (2) 教育相談の充実
- (3) 教職員の研修の充実
- (4) 保護者との連携
- (5) 関係機関等との連携

4 いじめ未然防止・ 対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- (1) 名称：いじめ未然防止対策委員会
- (2) 構成：学校職員、学校運営協議会委員、町教育推進SV等
- (3) 運営：6月、2月に委員会

5 令和6年度 主な取り組み計画

- ・いじめアンケート 年4回
- ・教育相談日 年4回
- ・ひびきあい週間 11月
- ・ひびきあい活動[人権集会] 11月
- ・児童生活委員会の取組 年2回
- ・情報モラル講習会 年1回
- ・校内いじめ未然防止対策委員会 年4回



久田見小「人権集会」

6 いじめ問題発生時の対応

□問題発生時・発見時の初期対応

- (1) いじめの訴え、情報、兆候の察知
- (2) 管理職等への報告と対応方針の決定
- (3) 事実関係の丁寧で確実な把握
(複数の教員で保護者の協力を得て)
- (4) いじめを受けた側の児童のケア
- (5) いじめた側の児童への指導
- (6) 保護者への報告と協力依頼
- (7) 関係機関との連携
(教育委員会・警察・子セ等の連携)
- (8) 経過の見守りと継続的な支援

□「重大事態」発生時の対応

- ・教育委員会への報告
- ・教育委員会指導の下での調査
- ・調査報告と該当保護者へ情報提供
- ・生命、身体または財産に重大な被害が及ぶ恐れがある場合は警察へ

7 いじめ「解消」の定義

□少なくとも次の2つを満たす場合とする。

- ①いじめにかかる行為が止んでいる。
(少なくとも3か月を目安)
 - ②被害児童が心身の苦痛を感じていない。
(面談により確認)
- ※必要に応じ他の事情も勘案

8 学校評価の留意点

□次の2点を加味し評価する。

- ・いじめの早期発見の取組に関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること

9 個人情報の取り扱い

□いじめ重大事態の調査組織においても、アンケート調査などが資料として重要になることから、適切に管理する。